

奈良県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
岡田クリニック	桜井市大字草川六一の一	平成二十八年一月五日
イノウエ薬局	桜井市大字三輪四九三	平成二十八年二月二十九日
堀内歯科診療所	五條市二見二丁目三の四〇	平成二十八年一月十八日
訪問看護ステーションメデイ ケアジアパン奈良	生駒市中菜畑二丁目九七三―六 白鳩マンション一階	平成二十八年二月二十九日